# 電気料金メニュー約款

(e コトでんき! 北海道エリア現行新規プラン)

媒介事業者:伊藤忠エネクスホームライフ株式会社

取次事業者:株式会社エネクスライフサービス

小売電気事業者:九州電力株式会社

# 2025年11月1日改定



# 目次

	第1条	適用	1
	第2条	定義	1
	第3条	料金メニュー約款の変更	1
	第4条	契約種別	1
	1. e ⊐	トでんき! バリュープラン	1
	(1)	適用条件	1
	(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	1
	(3)	契約電流	1
	(4)	電気料金	2
	(5)	事務手数料	2
	2. e ⊐	トでんき! ビジネスサポートプラン	3
	(1)	適用条件	3
	(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	3
	(3)	契約容量	3
	(4)	電気料金	3
	(5)	事務手数料	4
	3. e =	ュトでんき! 動力プラン	4
	(1)	適用条件	4
	(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	4
	(3)	契約電力	4
	(4)	電気料金	5
	(5) 3	その他	5
	(6)	事務手数料	5
	第5条	債権の譲渡	6
	附	則	7
11	紅.1 左	荷設備の入力換質容量	Q
П	ポロ 1 日	4回 〒71周リノハ 八将晃谷 11	()

#### 第1条 適用

この電気料金メニュー約款(以下「料金メニュー約款」といいます。)は、株式会社エネクスライフサービス(以下、「当社」といいます。)の電気需給約款(以下「本約款」といいます。)にもとづき、伊藤忠エネクスホームライフ株式会社(以下、「媒介事業者」といいます。)が当社の媒介事業者として電気の販売を行い、当社が、九州電力株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで北海道電力ネットワーク株式会社の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、事務手数料は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。

#### 第2条 定義

以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

1. 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

2. その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

#### 第3条 料金メニュー約款の変更

- 1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第3条(電気需給約款等の変更)を適用します。この場合、本約款第3条(電気需給約款等の変更)において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。
- 2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

#### 第4条 契約種別

- 1. eコトでんき! バリュープラン
  - (1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。

- (a) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (b) 支払方法が媒介事業者の定めるクレジットカード決済もしくは媒介事業者が指定する金融機関の口座振替であること。
- (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、標準周波数は50ヘルツといたします。

#### (3) 契約電流

- (a) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (b) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(c) 電気の使用実態に応じ、(a)または(b) で定めた契約電流が不適当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議により、契約電流の変更をすることができるものとします。

#### (4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

#### (a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

, •	
契約電流 20 アンペア	799円 76銭
契約電流 30 アンペア	1,199 円 64 銭
契約電流 40 アンペア	1,599 円 52 銭
契約電流 50 アンペア	1,999 円 40 銭
契約電流 60 アンペア	2,399 円 28 銭

#### (b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 28 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40円11銭
上記超過1キロワット時につき	43 円 43 銭

#### (c) 最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、そのひと1月の料金は、次の最低月額料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1 契約につき 427 円 95 銭
--------------------

#### (5) 事務手数料

電気料金その他お客さまにご請求する金額(以下「料金等」といいます)の請求書は、以下のとおり発行いたします。

#### (a) 媒介事業者による発行

料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

#### (b) 当社による発行

料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提

供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支 払いいただきます。

#### 2. eコトでんき! ビジネスサポートプラン

#### (1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が 承諾した場合に適用いたします。

- (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア 未満であること。
- (b) 支払方法が媒介事業者の定めるクレジットカード決済もしくは媒介事業者が指定する金融機関の口座振替であること。

### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、標準周波数は50〜ルツといたします。

#### (3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト または交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) ×電圧 (ボルト) ×1.732 ×1/1000

### (4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

#### (a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量6キロボルトアンペア	2,508 円 00 銭
契約容量7キロボルトアンペア	2,926 円 00 銭
契約容量8キロボルトアンペア	3,344 円 00 銭
契約容量9キロボルトアンペア	3,762 円 00 銭
契約容量 10 キロボルトアンペア	4,180 円 00 銭
上記超過1キロボルトアンペアにつき	418円00銭

#### (b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34円50銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	39円87銭
上記超過 1 キロワット時につき	42円31銭

### (5) 事務手数料

電気料金その他お客さまにご請求する金額(以下「料金等」といいます)の請求書は、以下のとおり発行いたします。

(a) 媒介事業者による発行

料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

(b) 当社による発行

料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

#### 3. eコトでんき! 動力プラン

(1) 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する需要に適用いたします。

- (a) 契約電力が [原則として] 50 キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50 キロワット未満であること。

[ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。]

- (c) 当社と従量電灯契約を実施していること
- (d) 支払方法が媒介事業者の定めるクレジットカード決済もしくは媒介事業者が指定する金融機関の口座振替であること。
- (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。また、標準周波数は50ヘルツといたします。

#### (3) 契約電力

(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、料金メニュー約 款別紙1(負荷設備の入力換算容量)によって換算するものとします。)についてそれぞ れ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、 電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路におい て使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。]

#### (イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力	最初の2台の入力につき	100 パーセント
のものから	次の2台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

#### (ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100 パーセント
次の14キロワットにつき	90 パーセント
次の30キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

- (b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。
  - (イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) ×電圧 (ボルト) ×1/1000 なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、 200 ボルトとします。
  - (ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) ×電圧 (ボルト) ×1.732 ×1/1000

#### (4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

#### (a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約電力 1 キロワットにつき | 1,345 円 91 銭 |

#### (b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	28 円 06 銭
-------------	-----------

#### (5) その他

- (a) お客さまは、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することは できません。
- (b) お客さまが、需要場所における主開閉、負荷設備または受電設備を変更される場合は、 当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

#### (6) 事務手数料

電気料金その他お客さまにご請求する金額(以下「料金等」といいます)の請求書は、以

下のとおり発行いたします。

(a) 媒介事業者による発行

料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご 提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客様へ ご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される 場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の 請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上 乗せしてお支払いいただきます。

(b) 当社による発行

料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

#### 第5条 債権の譲渡

- 1. 当社は、「本約款」もしくは「料金メニュー約款」にもとづき、当該お客さまの電気料金および支払いを要することとなった電気料金以外の工事費負担金その他の費用に係る債権を、当該電気需給契約に係る媒介事業者に対して包括的に且つ継続的に譲渡することができるものとします。この場合、お客さまは、あらかじめ異議を留めず承諾するものとします。かかる譲渡後の譲渡対象債権の取り扱いの詳細は、「本約款」および「料金メニュー約款」に定めのある事項のほか、媒介事業者の契約約款等に定めるものとします。
- 2. 譲渡対象債権が前項に定める媒介事業者に譲渡された場合には、お客さまは譲渡対象債権について、本約款第15条(請求方法、支払期日および料金の支払い方法)の規定にかかわらず、媒介事業者がお客さまに交付する請求書等に記載の方法に従い支払うものとします。

# 附 則

# この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2025年11月1日より実施します。

# 約款改定・改訂履歴

2024年 10月1日制定 2025年 11月1日改定

# 別紙1 負荷設備の入力換算容量

# 1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)、(2)、(3)および(4)によります。

# (1) けい光灯

換 算 容 量		容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力(ワット)	
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)	
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200パーセント	×125パーセント	

# (2) ネオン管灯

0 火 赤	‡	奥 算 容 量	1
2次電圧(ボルト)	入力(ボルト)	アンペア)	入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15, 000	180	350	180

# (3) スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算	容量
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	入力 (ボルトアンペア)	入力(ワット)
999 以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

# (4) 水 銀 灯

U.4. (p. 1.)	1	奥 算 容 量	ţ
出力(ワット)	入力(ボルト)	アンペア)	入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	5
60 以下	80	170	7
80 以下	100	190	9
100以下	150	200	13
125 以下	160	290	14
200以下	250	400	3
250以下	300	500	27
300 以下	350	550	32
400以下	500	750	43
700以下	800	1,200	73
1,000 以下	1,200	1,750	1,00

# 2. 誘導電動機

### (1) 単相誘導電動機

- a 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕) は、換 算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- b 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

U+ (P1)		換 算 容	量
出力(ワット)	入力(ボルト)	アンペア)	入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	_	160	
45 以下	_	180	
65 以下	_	230	出力(ワット) ×133 . 0パーセント
100以下	250	350	X133 . 0/\ L2
200 以下	400	550	
400以下	600	850	
550 以下	900	1, 200	
750 以下	1,000	1, 400	

### (2) 3相誘導電動機

換 第	[ 容 ]	量(入力	[キロワット])
出力(馬力)		×	93 . 3パーセント
出力(キロワ	ット)	×	125 . 0パーセント

# 3. レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型 および移動型を含 みます。)	最高定格 管 電 圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格 1 次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といた します。
		20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
	95キロボルトピーク	30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
	以下	50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
診察用装置		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
		200ミリアンペア以下	5
	95キロボルトピーク	200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
	超過 100キロボルトピーク	300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
	以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク 超過	500ミリアンペア以下	9.5
	125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク 超過	500ミリアンペア以下	11
	150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
	コンデンサ容力	量 0.75マイクロファラッド以下	1
蓄電器放電式診察 用 装 置	0.75マイクロファラ	ッド超過 1.5 マイクロファラッド以下	2
宗 冗 衣 匡	1.5 マイクロファラ	ラッド超過_3マイクロファラッド以下	3

#### 4. 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(1) 日本工業規格に適合した機器 (コンデンサ内蔵型を除きます) の場合 入力 (キロワット) 最大定格 1 次入力 (キロボルトアンペア)

×70パーセント

(2) (1)以外の場合

入力(キロワット)=実測した1次入力(キロボルトアンペア)

×70パーセント

### 5. そ の 他

- (1) 1.2.3. および4. によることが不適当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- (2)動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。
- (3)予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

# 電気料金メニュー約款

(e コトでんき!北海道エリアその他プラン)

媒介事業者:伊藤忠エネクスホームライフ株式会社

取次事業者:株式会社エネクスライフサービス

小売電気事業者:九州電力株式会社

# 2025年11月1日改定



# 目次

角	第1条	適用	1
角	第2条	定義	1
角	第3条	料金メニュー約款の変更	1
角	94条	契約種別	1
1	. е ⊐	トでんき! バリュープラン (10A・15A)	1
	(1)	適用条件	1
	(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	1
	(3)	契約電流	1
	(4)	電気料金	2
	(5)	事務手数料	2
2	. e=	1トでんき! パートナープラン (10A・15A)	3
	(1)	適用条件	3
	(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	3
	(3)	契約電流	3
	(4)	電気料金	3
	(5)	事務手数料	4
3	. е ⊐	トでんき! パートナープラン	4
	(1)	適用条件	4
	(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	4
	(3)	契約電流	4
	(4)	電気料金	4
	(5)	事務手数料	5
角	售5条	債権の譲渡	5
附	计	則	7
[[糸	¥1	荷設備の入力挽管容量	8

#### 第1条 適用

この電気料金メニュー約款(以下「料金メニュー約款」といいます。)は、株式会社エネクスライフサービス(以下、「当社」といいます。)の電気需給約款(以下「本約款」といいます。)にもとづき、伊藤忠エネクスホームライフ株式会社(以下、「媒介事業者」といいます。)が当社の媒介事業者として電気の販売を行い、当社が、九州電力株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで北海道電力ネットワーク株式会社の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、事務手数料は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。

#### 第2条 定義

以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

1. 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

2. その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

#### 第3条 料金メニュー約款の変更

- 1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第3条(電気需給約款等の変更)を適用します。この場合、本約款第3条(電気需給約款等の変更)において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。
- 2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

#### 第4条 契約種別

- 1. e コトでんき! バリュープラン (10A・15A)
  - (1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次に該当するお客さまに適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

- (a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、15 アンペア以下であること。
- (b) 支払方法が媒介事業者の定めるクレジットカード決済もしくは媒介事業者が指定する金融機関の口座振替であること。
- (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、標準周波数は50ヘルツといたします。

#### (3) 契約電流

- (a) 契約電流は、10 アンペアまたは 15 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって 定めます。
- (b) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最

大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、 電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(c) 電気の使用実態に応じ、(a)または(b) で定めた契約電流が不適当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議により、契約電流の変更をすることができるものとします。

#### (4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

#### (a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	399円88銭
契約電流 15 アンペア	599 円 82 銭

#### (b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34円28銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40円11銭
上記超過1キロワット時につき	43 円 43 銭

#### (c) 最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、そのひと1月の料金は、次の最低月額料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

#### (5) 事務手数料

電気料金その他お客さまにご請求する金額(以下「料金等」といいます)の請求書は、以下のとおり発行いたします。

#### (a) 媒介事業者による発行

料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

#### (b) 当社による発行

料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

#### 2. e コトでんき! パートナープラン (10A・15A)

#### (1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が 承諾した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客 さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日 をお知らせしている場合には計量日といたします。

- (a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、15 アンペア以下であること。
- (b) 支払方法が媒介事業者の定めるクレジットカード決済もしくは媒介事業者が指定する金融機関の口座振替であること。

### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、標準周波数は50ヘルツといたします。

#### (3) 契約電流

- (a) 契約電流は、10 アンペアまたは 15 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって 定めます。
- (b) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
- (c) 電気の使用実態に応じ、(a)または(b) で定めた契約電流が不適当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議により、契約電流の変更をすることができるものとします。

#### (4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

#### (a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	418円00銭
契約電流 15 アンペア	627円00銭

#### (b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34円45銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40円44銭
上記超過1キロワット時につき	43 円 89 銭

#### (c) 最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、そのひと1月の料金は、次の最低月額料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1契約につき 427円95銭

#### (5) 事務手数料

電気料金その他お客さまにご請求する金額(以下「料金等」といいます)の請求書は、以下のとおり発行いたします。

(a) 媒介事業者による発行

料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

(b) 当社による発行

料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

### 3. eコトでんき! パートナープラン

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次に該当するお客さまに適用いたします。

- (a) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (b) 支払方法が媒介事業者の定めるクレジットカード決済もしくは媒介事業者が指定する金融機関の口座振替であること。
- (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、標準周波数は50ヘルツといたします。

#### (3) 契約電流

- (a) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (b) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
- (c) 電気の使用実態に応じ、(a)または(b) で定めた契約電流が不適当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議により、契約電流の変更をすることができるものとします。

#### (4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギ

一発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

#### (a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

/ 0	
契約電流 20 アンペア	836円00銭
契約電流 30 アンペア	1,254 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,672 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	2,090 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,508 円 00 銭

#### (b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34円45銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40 円 44 銭
上記超過1キロワット時につき	43 円 89 銭

#### (c) 最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、そのひと1月の料金は、次の最低月額料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

#### (5) 事務手数料

電気料金その他お客さまにご請求する金額(以下「料金等」といいます)の請求書は、以下のとおり発行いたします。

#### (a) 媒介事業者による発行

料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご 提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客様へ ご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される 場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の 請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上 乗せしてお支払いいただきます。

#### (b) 当社による発行

料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

#### 第5条 債権の譲渡

1. 当社は、「本約款」もしくは「料金メニュー約款」にもとづき、当該お客さまの電気料金およ

び支払いを要することとなった電気料金以外の工事費負担金その他の費用に係る債権を、当該電気需給契約に係る媒介事業者に対して包括的に且つ継続的に譲渡することができるものとします。この場合、お客さまは、あらかじめ異議を留めず承諾するものとします。かかる譲渡後の譲渡対象債権の取り扱いの詳細は、「本約款」および「料金メニュー約款」に定めのある事項のほか、媒介事業者の契約約款等に定めるものとします。

2. 譲渡対象債権が前項に定める媒介事業者に譲渡された場合には、お客さまは譲渡対象債権について、本約款第15条(請求方法、支払期日および料金の支払い方法)の規定にかかわらず、媒介事業者がお客さまに交付する請求書等に記載の方法に従い支払うものとします。

# 附 則

# この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2025年11月1日より実施します。

# 約款改定・改訂履歴

2024年10月1日制定 2025年11月1日改定

# 別紙1 負荷設備の入力換算容量

# 1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)、(2)、(3)および(4)によります。

# (1) けい光灯

	換 算	容量
	入力 (ボルトアンペア)	入力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200パーセント	×125パーセント

# (2) ネオン管灯

0 火 赤	‡	奥 算 容 量	1
2次電圧(ボルト)	入力(ボルト)	アンペア)	入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15, 000	180	350	180

# (3) スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算	容量
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	入力 (ボルトアンペア)	入力(ワット)
999 以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

# (4) 水 銀 灯

U.4. (p. 1.)	1	奥 算 容 量	ţ
出力(ワット)	入力 (ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	30
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

# 2. 誘導電動機

### (1) 単相誘導電動機

- a 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕) は、換 算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- b 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

U+ (P1)		換 算 容	量
出力(ワット)	入力(ボルト)	アンペア)	入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	_	160	
45 以下	_	180	
65 以下	_	230	出力(ワット) ×133 . 0パーセント
100以下	250	350	X133 . 0/\ L2
200 以下	400	550	
400以下	600	850	
550 以下	900	1, 200	
750 以下	1,000	1, 400	

### (2) 3相誘導電動機

換 第	[ 容 ]	量(入力	[キロワット])
出力(馬力)		×	93 . 3パーセント
出力(キロワ	ット)	×	125 . 0パーセント

# 3. レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型 および移動型を含 みます。)	最高定格 管 電 圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)	
治療用装置			定格 1 次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といた します。	
		20ミリアンペア以下	1	
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5	
	95キロボルトピーク	30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2	
	以下	50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3	
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4	
診察用装置		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5	
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5	
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10	
		200ミリアンペア以下	5	
	95キロボルトピーク	200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6	
	超過 100キロボルトピーク	300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8	
	以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5	
	100キロボルトピーク 超過	500ミリアンペア以下	9.5	
	125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16	
	125キロボルトピーク 超過	500ミリアンペア以下	11	
	150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5	
	コンデンサ容力	量 0.75マイクロファラッド以下	1	
蓄電器放電式診察 用 装 置	0.75マイクロファラ	2		
宗 冗 衣 匡	1.5 マイクロファラ	マイクロファラッド超過_3マイクロファラッド以下		

#### 4. 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(1) 日本工業規格に適合した機器 (コンデンサ内蔵型を除きます) の場合 入力 (キロワット) 最大定格 1 次入力 (キロボルトアンペア)

×70パーセント

(2) (1)以外の場合

入力(キロワット)=実測した1次入力(キロボルトアンペア)

×70パーセント

### 5. そ の 他

- (1) 1.2.3. および4. によることが不適当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- (2)動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。
- (3)予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

# 電気料金メニュー約款

(e コトでんき!北海道エリア)

(全管協北海道支部加盟代理店様向け料金メニュー)

媒介事業者:伊藤忠エネクスホームライフ株式会社

取次事業者:株式会社エネクスライフサービス

小売電気事業者:九州電力株式会社

2025年11月1日改定



# 目次

第1条	適用	1
第2条	定義	1
第3条	料金メニュー約款の変更	1
第4条	契約種別	1
1. e ⊐	トでんき! ライフサポートプラン	1
(1)	適用条件	1
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	1
(3)	契約電流	1
(4)	電気料金	2
(5)	事務手数料	2
2. e ⊐	トでんき! 法人プラン	4
(1)	適用条件	4
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	4
(3)	契約容量	5
(4)	電気料金	5
(5)	事務手数料	5
第5条	債権の譲渡	6
附	則	7
別紙1 負	荷設備の入力換算容量	8

#### 第1条 適用

この電気料金メニュー約款(以下「料金メニュー約款」といいます。)は、株式会社エネクスライフサービス(以下、「当社」といいます。)の電気需給約款(以下「本約款」といいます。)にもとづき、伊藤忠エネクスホームライフ株式会社(以下、「媒介事業者」といいます。)が当社の媒介事業者として電気の販売を行い、当社が、九州電力株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで北海道電力ネットワーク株式会社の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、事務手数料は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。

#### 第2条 定義

以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

1. 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

2. その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

#### 第3条 料金メニュー約款の変更

- 1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第3条(電気需給約款等の変更)を適用します。この場合、本約款第3条(電気需給約款等の変更)において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。
- 2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

#### 第4条 契約種別

- 1. eコトでんき! ライフサポートプラン
- (1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が 承諾した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客 さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日 をお知らせしている場合には計量日といたします。

- (a) 媒介事業者の代理店(二次媒介事業者) または全管協北海道支部加盟店よりご紹介いた だいたお客さまであること。
- (b) 支払方法が媒介事業者の定めるクレジットカード決済もしくは媒介事業者が指定する金融機関の口座振替であること。
- (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、標準周波数は50ヘルツといたします。

#### (3) 契約電流

- (a) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (b) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さま

において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(c) 電気の使用実態に応じ、(a)または(b) で定めた契約電流が不適当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議により、契約電流の変更をすることができるものとします。

#### (4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

#### (a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 20 アンペア	836円00銭
契約電流 30 アンペア	1,254 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,672 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	2,090 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,508 円 00 銭

#### (b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34円49銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40円44銭
上記超過 1 キロワット時につき	43 円 98 銭

#### (c) 最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、そのひと1月の料金は、次の最低月額料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1契約につき	427円 95 銭
--------	-----------

#### (5) 事務手数料

電気料金その他お客さまにご請求する金額(以下「料金等」といいます)の請求書は、以下のとおり発行いたします。

#### (a) 媒介事業者による発行

料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

#### (b) 当社による発行

料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供い

たします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

#### 2. eコトでんき! ライフサポートプラン (10A・15A)

#### (1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が 承諾した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客 さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日 をお知らせしている場合には計量日といたします。

- (a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、15 アンペア以下であること。
- (b) 支払方法が媒介事業者の定めるクレジットカード決済もしくは媒介事業者が指定する金融機関の口座振替であること。

#### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、標準周波数は50ヘルツといたします。

### (3) 契約電流

- (a) 契約電流は、10 アンペアまたは 15 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって 定めます。
- (b) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
- (c) 電気の使用実態に応じ、(a)または(b) で定めた契約電流が不適当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議により、契約電流の変更をすることができるものとします。

#### (4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

#### (a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	418円00銭
契約電流 15 アンペア	627円00銭

#### (b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 49 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40円44銭
上記超過1キロワット時につき	43 円 98 銭

#### (c) 最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、そのひと1月の料金は、次の最低月額料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1契約につき	427円 95 銭

#### (5) 事務手数料

電気料金その他お客さまにご請求する金額(以下「料金等」といいます)の請求書は、以下のとおり発行いたします。

#### (c) 媒介事業者による発行

料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご 提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客様へ ご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される 場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の 請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上 乗せしてお支払いいただきます。

#### (d) 当社による発行

料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

#### 3. e コトでんき! 法人プラン

#### (1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するお客さまの申出を当社が 承諾した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客 さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日 お知らせしている場合には計量日といたします。

- (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア 未満であること。
- (b) 媒介事業者の代理店(二次媒介業者)様または全管協北海道支部加盟店よりご紹介いた だいたお客さまであること。
- (c) 支払方法が媒介事業者の定めるクレジットカード決済もしくは媒介事業者が指定する金融機関の口座振替であること。

#### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、標準周波数は50〜ルツといたします。

#### (3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト または交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b)供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) ×電圧 (ボルト) ×1.732 ×1/1000

#### (4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

#### (a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量6キロボルトアンペア	2,508 円 00 銭
契約容量7キロボルトアンペア	2,926 円 00 銭
契約容量8キロボルトアンペア	3,344 円 00 銭
契約容量9キロボルトアンペア	3,762 円 00 銭
契約容量 10 キロボルトアンペア	4,180 円 00 銭
上記超過1キロボルトアンペアにつき	418円00銭

#### (b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34円49銭
120 キロワット時をこえ 500 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40円44銭
上記超過 1 キロワット時につき	43 円 98 銭

#### (5) 事務手数料

電気料金その他お客さまにご請求する金額(以下「料金等」といいます)の請求書は、以下のとおり発行いたします。

#### (a) 媒介事業者による発行

料金等の請求書は、媒介事業者のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、媒介事業者は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

#### (b) 当社による発行

料金等の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客様にご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客様へご請求を行っ

たものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり220円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。

### 第5条 債権の譲渡

- 1. 媒介事業者は、「本約款」もしくは「料金メニュー約款」にもとづき、当該お客さまの電気料金および支払いを要することとなった電気料金以外の工事費負担金その他の費用に係る債権を、当該電気需給契約に係る媒介事業者に対して包括的に且つ継続的に譲渡することができるものとします。この場合、お客さまは、あらかじめ異議を留めず承諾するものとします。かかる譲渡後の譲渡対象債権の取り扱いの詳細は、「本約款」および「料金メニュー約款」に定めのある事項のほか、媒介事業者の契約約款等に定めるものとします。
- 2. 譲渡対象債権が前項に定める媒介事業者に譲渡された場合には、お客さまは譲渡対象債権について、本約款第15条(請求方法、支払期日および料金の支払い方法)の規定にかかわらず、媒介事業者がお客さまに交付する請求書等に記載の方法に従い支払うものとします。

# 附 則

# この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2025年11月1日より実施します。

# 約款改定·改訂履歷

 2024年
 10月1日制定

 2025年
 11月1日改定

# 別紙1 負荷設備の入力換算容量

# 1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)、(2)、(3)および(4)によります。

# (1) けい光灯

	換 算	容量
	入力 (ボルトアンペア)	入力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200パーセント	×125パーセント

# (2) ネオン管灯

0 火 赤	‡	奥 算 容 量	1
2次電圧(ボルト)	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15, 000	180	350	180

# (3) スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算	容量
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	入力 (ボルトアンペア)	入力(ワット)
999 以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

# (4) 水 銀 灯

U.4. (p. 1.)	1	奥 算 容 量	ţ
出力(ワット)	入力 (ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	30
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

# 2. 誘導電動機

### (1) 単相誘導電動機

- a 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕) は、換 算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- b 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

U+ (P1)		換 算 容	量
出力(ワット)	入力(ボルト)	アンペア)	入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	_	160	
45 以下	_	180	
65 以下	_	230	出力(ワット) ×133 . 0パーセント
100以下	250	350	X133 . 0/\ L2
200 以下	400	550	
400以下	600	850	
550 以下	900	1, 200	
750 以下	1,000	1, 400	

### (2) 3相誘導電動機

換 第	[ 容 ]	量(入力	[キロワット])
出力(馬力)		×	93 . 3パーセント
出力(キロワ	ット)	×	125 . 0パーセント

# 3. レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型 および移動型を含 みます。)	最高定格 管 電 圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格 1 次最大入力 (キロホルトアンハア) の値といた します。
		20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
	95キロボルトピーク	30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
	以下	50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
診察用装置		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
		200ミリアンペア以下	5
	95キロボルトピーク	200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
	超過 100キロボルトピーク	300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
	以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク 超過	500ミリアンペア以下	9.5
	125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク 超過	500ミリアンペア以下	11
	150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19 . 5
	量 0.75マイクロファラッド以下	1	
蓄電器放電式診察 用 装 置	0.75マイクロファラ	2	
分 / A / E	1.5 マイクロファラ	ラッド超過_3マイクロファラッド以下	3

#### 4. 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(1) 日本工業規格に適合した機器 (コンデンサ内蔵型を除きます) の場合 入力 (キロワット) 最大定格 1 次入力 (キロボルトアンペア)

×70パーセント

(2) (1)以外の場合

入力(キロワット)=実測した1次入力(キロボルトアンペア)

×70パーセント

### 5. そ の 他

- (1) 1.2.3.および4.によることが不適当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと媒介事業者との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- (2)動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。
- (3) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。